

## 議案第 9 号

### 名張市立幼稚園規則を廃止する規則の制定について

名張市立幼稚園規則（昭和 45 年教育委員会規則第 5 号）を廃止する規則を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

名張市教育委員会  
教育長 西 山 嘉 一

## 名張市立幼稚園規則を廃止する規則の制定について

### 1. 廃止理由

利用児童数の減少、ニーズの多様化等を踏まえ、効率的な施設の配置、就学前教育環境の確保及び民間事業者の能力を活用した施設の運営を図ることを目的として、公立幼稚園としての供用を廃止するため、名張市立幼稚園条例を廃止したことに伴い、本規則を廃止するものである。

### 2. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

名張市立幼稚園規則を廃止する規則

名張市立幼稚園規則（昭和45年教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（名張市教育委員会職員及び職設置規則の一部改正）

- 2 名張市教育委員会職員及び職設置規則（昭和31年教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。

（名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部改正）

- 3 名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（平成15年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育総務室の項中「及び幼稚園」を削り、同表教育センターの項中「、幼稚園」を削る。

（名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

- 4 名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

「

1 幼稚園の管理運営に関すること（教育課程及び指導助言に関することを除く。）。	福祉子ども部に 属する職員
2 入園及び退園に関すること。	

を削る。

」

（名張市教育委員会公印規則の一部改正）

- 5 名張市教育委員会公印規則（平成19年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表72の項及び73の項を削る。

（名張市学校の管理に関する規則の一部改正）

- 6 名張市学校の管理に関する規則（昭和34年教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

第3条の2第9号中「（園長を含む。以下同じ。）」を削る。

第7条中「（幼稚園を除く。）」を削る。

第8条中「（幼稚園にあっては、絵本その他の図書）」を削る。

第8条の2第3項中「、生徒又は幼児」を「又は生徒」に改める。

第9条第1項中「、幼児」を削り、同条第2項中「、生徒、幼児」を「又は生徒」に、「若しくはその」を「又はその」に改める。

第10条中「、生徒、幼児」を「又は生徒」に改める。

第11条第3項及び第5項中「若しくは生徒の教育又は幼児の保育」を「又は生徒の教育」に改める。

第11条の2第1項の表養護教諭の項中「、生徒又は幼児」を「又は生徒」に改める。

第12条、第12条の2第1項、第12条の4、第12条の7第1項、第12条の8第1項及び第12条の9第1項中「小学校及び中学校」を「学校」に改める。

第13条第1項第4号中「、幼児」を削る。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部改正)

7 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則（令和4年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、生徒又は幼児」を「又は生徒」に改める。

第2条を次のように改める。

(共済掛金の額)

第2条 児童等の保護者から徴収する共済掛金の額は、児童等1人当たり550円（要保護児童生徒（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第3条第6項に規定する要保護児童生徒をいう。）にあっては、20円）とする。

第3条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名張市立幼稚園規則を廃止する規則新旧対照表

名張市教育委員会職員及び職設置規則（附則第2項関係）

改正案	現行
<p>第3条 学校その他教育機関の職員の職として次の職を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(11) (略)</p>	<p>第3条 学校その他教育機関の職員の職として次の職を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 幼稚園教諭</p> <p>(5) 幼稚園助教諭</p> <p>(6)～(13) (略)</p>

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（附則第3項関係）

改正案	現行																				
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務室</td> <td>1～32 (略) 33 市長の補助機関である職員に補助執行させた義務就学者異動に係る事務の教育委員会との調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育センター</td> <td>1～3 (略) 4 保育所及び学校と保護者及び地域との連携の推進に関すること。 5～7 (略)</td> </tr> <tr> <td>文化生涯学習室～市民スポーツ室</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	室	事務分掌	教育総務室	1～32 (略) 33 市長の補助機関である職員に補助執行させた義務就学者異動に係る事務の教育委員会との調整に関すること。	学校教育室	(略)	教育センター	1～3 (略) 4 保育所及び学校と保護者及び地域との連携の推進に関すること。 5～7 (略)	文化生涯学習室～市民スポーツ室	(略)	<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務室</td> <td>1～32 (略) 33 市長の補助機関である職員に補助執行させた義務就学者異動及び幼稚園に係る事務の教育委員会との調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育センター</td> <td>1～3 (略) 4 保育所、幼稚園及び学校と保護者及び地域との連携の推進に関すること。 5～7 (略)</td> </tr> <tr> <td>文化生涯学習室～市民スポーツ室</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	室	事務分掌	教育総務室	1～32 (略) 33 市長の補助機関である職員に補助執行させた義務就学者異動及び幼稚園に係る事務の教育委員会との調整に関すること。	学校教育室	(略)	教育センター	1～3 (略) 4 保育所、幼稚園及び学校と保護者及び地域との連携の推進に関すること。 5～7 (略)	文化生涯学習室～市民スポーツ室	(略)
室	事務分掌																				
教育総務室	1～32 (略) 33 市長の補助機関である職員に補助執行させた義務就学者異動に係る事務の教育委員会との調整に関すること。																				
学校教育室	(略)																				
教育センター	1～3 (略) 4 保育所及び学校と保護者及び地域との連携の推進に関すること。 5～7 (略)																				
文化生涯学習室～市民スポーツ室	(略)																				
室	事務分掌																				
教育総務室	1～32 (略) 33 市長の補助機関である職員に補助執行させた義務就学者異動及び幼稚園に係る事務の教育委員会との調整に関すること。																				
学校教育室	(略)																				
教育センター	1～3 (略) 4 保育所、幼稚園及び学校と保護者及び地域との連携の推進に関すること。 5～7 (略)																				
文化生涯学習室～市民スポーツ室	(略)																				

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（附則第4項関係）

改正案	現行												
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助執行させる事務</th> <th>補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 社会教育における人権及び同和教育の推進に関すること。</td> <td>地域環境部に属する職員</td> </tr> </tbody> </table>	補助執行させる事務	補助執行させる職員	(略)	(略)	1 社会教育における人権及び同和教育の推進に関すること。	地域環境部に属する職員	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助執行させる事務</th> <th>補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 社会教育における人権及び同和教育の推進に関すること。</td> <td>地域環境部に属する職員</td> </tr> </tbody> </table>	補助執行させる事務	補助執行させる職員	(略)	(略)	1 社会教育における人権及び同和教育の推進に関すること。	地域環境部に属する職員
補助執行させる事務	補助執行させる職員												
(略)	(略)												
1 社会教育における人権及び同和教育の推進に関すること。	地域環境部に属する職員												
補助執行させる事務	補助執行させる職員												
(略)	(略)												
1 社会教育における人権及び同和教育の推進に関すること。	地域環境部に属する職員												

改正案			現行		
2	教育集会所の管理運営に関すること。		2	教育集会所の管理運営に関すること。	
3	同和地区における子ども会、青年会の育成及び活性化に関すること。		3	同和地区における子ども会、青年会の育成及び活性化に関すること。	
4	人権及び同和教育関係団体の育成、指導及び事業奨励に関すること。		4	人権及び同和教育関係団体の育成、指導及び事業奨励に関すること。	
5	社会教育関係団体の人権研修に関すること。		5	社会教育関係団体の人権研修に関すること。	
6	関係団体との連絡調整に関すること。		6	関係団体との連絡調整に関すること。	
7	社会同和教育指導員に関すること。		7	社会同和教育指導員に関すること。	
			1	幼稚園の管理運営に関すること（教育課程及び指導助言に関することを除く。）	福祉子ども部に属する職員
			2	入園及び退園に関すること。	

名張市教育委員会公印規則（附則第5項関係）

改正案							現行										
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）										
番号	種類	名称	寸法（ミリメートル）	ひながた	書体	使用区分	保管する室及び教育機関	個数	番号	種類	名称	寸法（ミリメートル）	ひながた	書体	使用区分	保管する室及び教育機関	個数
1 ～ 7 0	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 ～ 7 0	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案							現行											
7	1	三 重 県 名 張 市 立 南 中 学 校 印	方 54	三 重 県 立 南 中 学 校 印	て ん 書	南 中 学 校 卒 業 証 書	南 中 学 校	1	7	1	三 重 県 名 張 市 立 南 中 学 校 印	方 54	三 重 県 立 南 中 学 校 印	て ん 書	南 中 学 校 卒 業 証 書	南 中 学 校	1	
7	2			名 張 市 立 名 張 幼 稚 園	方 30	幼 立 名 稚 名 張 市 園 張 市	れ い 書	名 張 幼 稚 園 名 を も っ て す る 文 書	名 張 幼 稚 園	1	7	2			名 張 幼 稚 園 名 を も っ て す る 文 書	名 張 幼 稚 園 卒 園 証 書	名 張 幼 稚 園	1
7	3			名 張 私 立 名 張 幼 稚 園 長 之 印	方 24	園 名 長 張 之 幼 市 印 稚 立	れ い 書	名 張 幼 稚 園 長 名 を も っ て す る 文 書	名 張 幼 稚 園	1	7	3			名 張 幼 稚 園 長 名 を も っ て す る 文 書		名 張 幼 稚 園	1

名張市学校の管理に関する規則（附則第6項関係）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、名張市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管する小学校及び中学校（以下「学校」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営の基本的事</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、名張市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管する小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営</p>

改正案	現行
<p>項に関し定め、もって円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。</p>	<p>の基本的事項に関し定め、もって円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。</p>
<p>(休業日)</p>	<p>(休業日)</p>
<p>第3条の2 休業日は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条の2 休業日は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(9) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、委員会の承認を得た日</p>	<p>(9) 前各号に定めるもののほか、校長<u>(園長を含む。以下同じ。)</u>が特に休業を必要と認め、委員会の承認を得た日</p>
<p>(準教科書の届出)</p>	<p>(準教科書の届出)</p>
<p>第7条 校長は、学校において教科用図書の発行されていない教科の主たる教材として準教科書を使用する場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第7条 校長は、学校<u>(幼稚園を除く。)</u>において教科用図書の発行されていない教科の主たる教材として準教科書を使用する場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(副読本の届出)</p>	<p>(副読本の届出)</p>
<p>第8条 校長は、学校において、学年又は学級若しくは特定の集団の、全員の教材として、計画的、継続的に副読本を使用する場合には、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第8条 校長は、学校において、学年又は学級若しくは特定の集団の、全員の教材として、計画的、継続的に副読本<u>(幼稚園にあっては、絵本その他の図書)</u>を使用する場合には、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(学校の評価及び情報提供)</p>	<p>(学校の評価及び情報提供)</p>
<p>第8条の2 (略)</p>	<p>第8条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 校長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するものとする。</p>	<p>3 校長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童、生徒又は幼児の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するものとする。</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>(感染症発生の処置)</p>	<p>(感染症発生の処置)</p>
<p>第9条 校長は、職員、児童、生徒又はその同居者中に学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に定める第1種、第2種又は第3種の疾病が発生したときは、速やかにこれを委員会に報告しなければならない。</p>	<p>第9条 校長は、職員、児童、生徒、<u>幼児</u>又はその同居者中に学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に定める第1種、第2種又は第3種の疾病が発生したときは、速やかにこれを委員会に報告しなければならない。</p>
<p>2 職員、児童又は生徒が学校保健安全法施行規則第18条に定める疾病にかかり又はそのおそれがある場合に、校長が出勤停止又は出席停止を命じたときは、速やかにこれを委員会に報告しなければならない。これを解除したときも同様とする。</p>	<p>2 職員、児童、生徒、<u>幼児</u>が学校保健安全法施行規則第18条に定める疾病にかかり若しくはそのおそれがある場合に、校長が出勤停止又は出席停止を命じたときは、速やかにこれを委員会に報告しなければならない。これを解除したときも同様とする。</p>
<p>(事故等の届出)</p>	<p>(事故等の届出)</p>
<p>第10条 校長は、職員、児童又は生徒に関し著しい事故又は集団疾病が発生したときは、速やかに委</p>	<p>第10条 校長は、職員、児童、生徒、<u>幼児</u>に関し著しい事故又は集団疾病が発生したときは、速やか</p>



改正案	現行												
<p>員会に届け出なければならない。 (常勤の職員)</p>	<p>に委員会に届け出なければならない。 (常勤の職員)</p>												
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>												
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>												
<p>3 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどる。</p>	<p>3 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童若しくは生徒の教育又は幼児の保育をつかさどる。</p>												
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>												
<p>5 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。</p>	<p>5 教諭は、児童若しくは生徒の教育又は幼児の保育をつかさどる。</p>												
<p>第11条の2 学校に前条に定めるもののほか、必要により次の職員を置く。</p>	<p>第11条の2 学校に前条に定めるもののほか、必要により次の職員を置く。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養護教諭</td> <td>児童又は生徒の養護をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>養護助教諭～給食調理員</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	職務	養護教諭	児童又は生徒の養護をつかさどる。	養護助教諭～給食調理員	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養護教諭</td> <td>児童、生徒又は幼児の養護をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>養護助教諭～給食調理員</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	職務	養護教諭	児童、生徒又は幼児の養護をつかさどる。	養護助教諭～給食調理員	(略)
職員	職務												
養護教諭	児童又は生徒の養護をつかさどる。												
養護助教諭～給食調理員	(略)												
職員	職務												
養護教諭	児童、生徒又は幼児の養護をつかさどる。												
養護助教諭～給食調理員	(略)												
<p>2 (略) (校務分掌)</p>	<p>2 (略) (校務分掌)</p>												
<p>第12条 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みとして、次条以下に定める主任等を置く。</p>	<p>第12条 小学校及び中学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みとして、次条以下に定める主任等を置く。</p>												
<p>(教務主任等)</p>	<p>(教務主任等)</p>												
<p>第12条の2 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。</p>	<p>第12条の2 小学校及び中学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。</p>												
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>												
<p>第12条の4 学校においては、前2条に定めるもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。</p>	<p>第12条の4 小学校及び中学校においては、前2条に定めるもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。</p>												
<p>(調整監等)</p>	<p>(調整監等)</p>												
<p>第12条の7 学校に、調整監、総括主幹、主幹、主査、主任及び主事を置くことができる。</p>	<p>第12条の7 小学校及び中学校に、調整監、総括主幹、主幹、主査、主任及び主事を置くことができる。</p>												
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>												
<p>(総括主任学校栄養職員等)</p>	<p>(総括主任学校栄養職員等)</p>												
<p>第12条の8 学校に総括主任学校栄養職員又は主任学校栄養職員を置くことができる。</p>	<p>第12条の8 小学校及び中学校に総括主任学校栄養職員又は主任学校栄養職員を置くことができる。</p>												
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>												
<p>第12条の9 学校に事務主任を置くことができる。</p>	<p>第12条の9 小学校及び中学校に事務主任を置くことができる。</p>												

改正案	現行
2～4 (略) (校長の所掌事務) 第13条 校長は、他の法令に定めるもののほか、次の事項を行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 児童、生徒及び職員の保健、安全に関すること。 (5)～(11) (略) 2 (略)	2～4 (略) (校長の所掌事務) 第13条 校長は、他の法令に定めるもののほか、次の事項を行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 児童、生徒、 <u>幼児</u> 及び職員の保健、安全に関すること。 (5)～(11) (略) 2 (略)

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則（附則第7項関係）

改正案	現行
<u>(共済掛金の額)</u> 第2条 児童等の保護者から徴収する共済掛金の額は、児童等1人当たり550円（要保護生徒（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第3条第6項に規定する要保護児童生徒をいう。）にあつては、20円）とする。	<u>(共済掛金の額)</u> 第2条 児童等の保護者から徴収する共済掛金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、児童等1人当たり、それぞれ当該各号に定める額とする。  (1) 幼稚園 240円 (2) 小学校及び中学校 550円（要保護児童生徒（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第3条第6項に規定する要保護児童生徒をいう。）にあつては、20円） (共済掛金を徴収しない場合)
(共済掛金を徴収しない場合) 第3条 (略)	(共済掛金を徴収しない場合) 第3条 (略) 2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、市が設置する幼稚園に通園する児童等の保護者については、法に定める災害給付の制度への加入の促進及び子育て支援を目的として、当該児童等に係る共済掛金の徴収をしない。